

第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(法令に基づく対策本部に変更)

日時：令和3年4月30日（金）11：30～

場所：35会議室

次 第

1. 開会

- ・本部長あいさつ

2. 協議内容について

(1) 市内、県内の感染状況について

(2) 今後の取り組みについて

(3) その他

3. 閉会

【新型インフルエンザ等特別措置法】

第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。